

8 流通関係

- ア 大規模小売店舗
- イ 医薬品等
- ウ その他

(3) 個別事項

ア 大規模小売店舗

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
大規模小売店舗立地法の指針の見直し (経済産業省)	大規模小売店舗立地法の指針で、大型店の設置者に法的に求められる負担は社会的にみて合理的とみなされるものでなければならず、同指針について、産業構造審議会流通部会・中小企業政策審議会流通小委員会合同会議の中間答申(11年5月)を踏まえ、大規模小売店舗立地法の施行後5年以内に必要な見直しを行う。	実施状況を踏まえ、施行後5年以内に適時適切に指針の見直しを行う。		
大規模小売店舗立地法の趣旨の徹底 (経済産業省)	大規模小売店舗立地法第13条の趣旨(地方公共団体の施策における本法の趣旨の尊重)の周知徹底を図るため、「大店立地法相談室」の業務の充実を図る。また、地方公共団体による同法の運用について、必要に応じて、法の解釈を示すとともに、第13条の趣旨に反する事例が生じた場合には、地方自治法に基づいて技術的助言・勧告を行う。	「大店立地法相談室」の充実については平成13年度に実施法の解釈の提示については、必要に応じ、逐次実施		

イ 医薬品等

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
医薬品のカタログ販売における範囲の見直し (厚生労働省)	近年のインターネットによる取引の急速な発展にかんがみ、カタログ販売の可能な医薬品の範囲を拡大することにより消費者利便の向上を図る観点から、現時点において薬局等で販売されている医薬品について、カタログ販売が可能な医薬品の範囲に追加できるものがあるか否かについて、これまでの基準に従い、改めて検討する。	検討		
医薬品販売における範囲の見直し (厚生労働省)	医薬品の範囲について、平成11年3月31日に行った15製品群の医薬部外品への移行の実施状況を踏まえつつ、一般小売店でも販売可能とするための見直しを必要に応じ引き続き行う。	実施状況を踏まえつつ、必要に応じ見直しを実施		

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
化粧品配合可能成分リスト（ポジティブリスト）の見直し （厚生労働省）	化粧品の製造・輸入販売の規制方法について、更なる国際整合化を目指し、科学的根拠が示された場合には、配合可能成分リスト（ポジティブリスト）の見直しを図る。	逐次実施		
薬局等における薬剤師の配置義務の総合的検討 （厚生労働省）	薬局等における医薬品の販売の実態について調査分析し、そのデータを公表した上、薬事法上の薬剤師の配置義務と実態とが乖離している場合にはその改善のためどのような措置を講ずるべきか、必要な対策を総合的に検討して所要の措置を講ずる。	各年の調査結果に基づき、必要に応じて検討		
管理薬剤師の兼務規制の見直し （厚生労働省）	薬局等における管理薬剤師の兼務規制の在り方については、勤務の実態、双方向通信等新しい技術の活用状況等を踏まえ、見直しを検討して所要の措置を講ずる。	状況を踏まえつつ、必要に応じて検討		
同一ビル内等の医薬品一般販売業の移設の手続 （厚生労働省）	医薬品一般販売業の店舗を同一ビル館内で単に平行移動する場合の申請手続等について、検討結果を踏まえ見直す。	検討結果に基づき措置		
薬局等を開設する法人役員の診断書の提出 （厚生労働省）	法人が薬局及び薬店を開設する場合、法人においてその業務を行う役員であっても、当該法人において、薬事に関する業務に係る意思決定等に直接関与しない者については、医師の診断書に代えて、「精神病患者又は麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者」でないことを疎明する書面を提出すれば足りることとする等の平成9年3月の緩和措置を拡大し、申請者が法人の場合において、すべての役員について医師の診断書は提出しないこととする。	措置		
薬歴管理の電子化 （厚生労働省）	薬歴の電子媒体による管理について、基準となるソフト等を開発し、その項目について一定の基準を示すこと等により、事業者の効率性の向上を図るとともに、消費者にとっての安心感を与えるべく所要の措置を講ずる。	検討		

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
一般用医薬品添付文書及び使用上の注意の記載要領 (厚生労働省)	一般医薬品の効能効果、副作用、飲み合わせ等消費者にとって重要な情報がより適確に分かりやすい形で提供されるよう、平成11年8月に発出された一般用医薬品添付文書及び使用上の注意の記載要領についての通知に対する実施状況を把握するとともにその周知徹底を図る。	措置		
栄養補助食品に係る規制緩和 (厚生労働省)	いわゆる栄養補助食品について、パブリックコメント等を通じ、内外の意見も聴きながら、できる限り国際的な制度との整合化を図る。	措置		
食品添加物用炭酸ガスの小分け充填に係る資格要件 (厚生労働省)	食品添加物用炭酸ガスの小分け充填施設に配置すべき食品衛生管理者の資格要件に関し見直しを行い、安全性を確保しつつ、ガス体の取扱い及び充填作業に限定した上で、資格取得のための講習義務等の軽減等の資格要件の緩和を検討する。	検討		

ウ その他

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
銀行系クレジットカード会社の業務範囲 (経済産業省)	銀行系クレジットカード会社に対する総合割賦方式を容認する。	措置		
銀行に対するリボルビング方式の解禁 (経済産業省)	銀行に対するリボルビング方式の割賦購入あっせん業者の登録の解禁に関し、金融ビッグバンのクレジットカード事業に対する影響等を調査し、検討を行った上で措置する。	検討結果を踏まえ、速やかに措置		
生鮮食料品流通制度	卸売市場について、市場外流通とコスト、サービス面に対抗し得るような競争力の強化を図るため、	検討	検討	結論

事 項 名	措 置 内 容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
(農林水産省) < 7(3)エ の再掲 >	市場関係者の経営問題、市場の有する諸機能の向上策等も含めた総合的な検討を行う中で、卸売手数料の問題について検討を行う。			
小売市場開設許可 (経済産業省)	小売商業調整特別措置法に基づく小売市場開設の許可除外規定について、需給調整的に用いないようにするとともに、ディベロッパー等の不当な搾取から小売商を保護するという制度の妥当性について再検討し、当該規定を廃止する方向で措置する。	平成13年度以降引き続き検討		